

平成 27 年第 3 回定例  
夕張市議会会議録  
平成 27 年 9 月 18 日(金曜日)  
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 2 号 夕張市個人情報保護条例の一部改正について
- 第 2 議案第 3 号 夕張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 4 号 夕張市職員の再任用に関する条例及び退職手当支給条例の一部改正について
- 第 4 議案第 5 号 夕張市税条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6 号 手数料条例の一部改正について
- 第 6 議案第 7 号 夕張市営住宅条例の一部改正について
- 第 7 議案第 8 号 市道路線の認定について
- 第 8 議案第 11 号 夕張市教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 12 号 市職員懲戒審査委員会委員の選任について
- 第 10 議案第 13 号 夕張市固定資産評価員の選任について
- 第 11 議案第 14 号 平成 27 年度夕張市一般会計補正予算  
議案第 15 号 平成 27 年度夕張市介護保険事業会計補正予算  
議案第 16 号 平成 27 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算
- 第 12 請願第 1 号 安全保障関連法案に関する意見書採択についての請願
- 第 13 選挙第 1 号 夕張市選挙管理委員会委員並びに同補充員の選挙について
- 第 14 認定第 1 号 平成 26 年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2 号 平成 26 年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 3 号 平成 26 年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 4 号 平成 26 年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 5 号 平成 26 年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 6 号 平成 26 年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 7 号 平成 26 年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 8 号 平成 26 年度夕張市水道事業会計決算の認定について
- 第 15 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 第 16 報告第 3 号 例月現金出納検査の結果について  
報告第 4 号 例月現金出納検査の結果について  
報告第 5 号 例月現金出納検査の結果について  
報告第 6 号 例月現金出納検査の結果について
- 第 17 報告第 7 号 夕張市財政再生計画の平成 26 年度実施状況の報告について
- 第 18 意見書案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第 19 意見書案第 2 号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
- 第 20 意見書案第 3 号 2016 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 第 21 意見書案第 4 号 安全保障関連法案の国民への十分な説明と徹底審議を求める意見書

---

◎出席議員（9名）

大 山 修 二 君  
高 間 澄 子 君  
本 田 靖 人 君  
小 林 尚 文 君  
厚 谷 司 君  
今 川 和 哉 君  
熊 谷 桂 子 君  
君 島 孝 夫 君  
千 葉 勝 君

---

◎欠席議員（なし）

---

午前10時30分 開議

●議長 厚谷 司君 ただいまから、平成 27 年第  
3 回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

---

●議長 厚谷 司君 本日の出席議員は 9 名、全  
員であります。

---

●議長 厚谷 司君 本日の会議録署名議員は、  
会議規則第 125 条の規定により

君島議員

千葉議員

を指名いたします。

---

●議長 厚谷 司君 この際、事務局長から諸般  
の報告をいたします。

●事務局長 木村卓也君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります  
が、お手元に配付してありますプリントのとおり  
であります。

以上で報告を終わります。

---

「別紙」

市長 鈴木直道君  
教育委員会委員長

氏 家 孝 治 君

選挙管理委員会委員長

佐 藤 憲 道 君

農業委員会会長 後 藤 敏 一 君

監査委員 板 谷 信 男 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 鈴 木 亮 一 君

理事 大 島 由 晋 君

まちづくり企画室長

影 山 直 志 君

まちづくり企画室商工観光担当課長

三 浦 護 君

まちづくり企画室主幹

佐 藤 学 君

総務課長 寺 江 和 俊 君

総務課主幹 鈴 木 茂 徳 君

総務課主幹 尾 添 正 裕 君

財務課長 石 原 秀 二 君

財務課税務担当課長

池 下 充 君

財務課主幹 大 島 琢 美 君

建設農林課長 細 川 孝 司 君

建設農林課都市計画土木担当課長

熊 谷 修 君

建設農林課主幹 笹 崎 芳 行 君

建設農林課主幹 武 藤 俊 昭 君

建設農林課主幹 斉 藤 修 君

上下水道課長 天 野 隆 明 君

上下水道課技術担当課長

小 林 正 典 君

上下水道課主幹 山 内 優 一 君

市民課長 芝 木 誠 二 君

市民課主幹 増 子 浩 司 君

市民課主幹 千 葉 葉 津 乃 君

市民課主幹兼南支所長

近 野 正 樹 君

保健福祉課長 及 川 憲 仁 君

保健福祉課生活福祉担当課長兼

福祉事務所長 岡 村 卓 治 君  
保健福祉課主幹 平 塚 浩 一 君  
保健福祉課主幹 渋 谷 勝 美 君  
会計管理者兼出納室長  
熊 谷 禎 子 君  
消防長 増 井 佳 紀 君  
消防次長 石 黒 友 幹 君  
消防本部管理課長  
松 倉 暢 宏 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育長 小 林 信 男 君  
教育課長 古 村 賢 一 君  
教育課主幹 押野見 正 浩 君  
教育課主幹 堀 靖 樹 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 寺 江 和 俊 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 武 藤 俊 昭 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 木 村 卓 也 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 木 村 卓 也 君  
主査 熊 谷 正 志 君  
主査 永 澤 直 喜 君  
書記 爾 見 俊 一 君

---

●議長 厚谷 司君 日程に入ります前に、案件の追加とその取り扱いについて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

千葉委員長。

●千葉 勝君（登壇） 追加案件の提出にかかわり、その取り扱い等について協議のため、さきに議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることになりました案件は、本会議

初日に可決されました、議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更についてが総務大臣の同意を得られたことに伴う、議案第 14 号平成 27 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 15 号平成 27 年度夕張市介護保険事業会計補正予算、議案第 16 号平成 27 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算、報告第 7 号夕張市財政再生計画の平成 26 年度実施状況の報告について、また、9 月 10 日に受理いたしました請願第 1 号安全保障関連法案に関する意見書採択についての請願でありまして、これらの案件の取り扱いにつきましては、本日の本会議に上程し、即決することとしたところであります。

この結果、意見書案の調整結果も踏まえ、本定例会市議会における付議案件数は、議案 16 件、請願 1 件、選挙 1 件、認定 8 件、報告 7 件、意見書案 4 件の、合わせて 37 件となるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 ただいまの報告のとおり取り扱うことと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱ってまいります。

---

●議長 厚谷 司君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 1、議案第 2 号夕張市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 2 号夕張市個人情報保護条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個

人情報に新たに個人番号が加わることから、個人番号を含む個人情報を適正に保護するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。  
熊谷議員。

●熊谷桂子君 議案第 2 号に対する質疑を行います。

まず 1 点目に、特定個人情報保護評価について伺います。

現在の保護評価は、特定個人情報を保護する措置の柱の一つとして番号法によって設けられた制度で、事前に保護措置を検討しようというのですが、法律の規定に基づかず、安全性、信頼性を担保するには足りない、自己チェックにすぎない制度になっているという指摘があります。現に約 9 割の自治体の特定個人情報保護評価は、第三者による点検がない自己チェックと言われていますが、夕張市の場合はどうなっているのでしょうか。

続けたほうがいいですか、一つずつ区切ったほうがいいでしょうか。

●議長 厚谷 司君 一旦答弁を求めます。

〔答弁調整をお願いします〕と呼ぶ者あり

答弁調整のため、暫時休憩といたします。

---

午前 10 時 36 分 休憩

午前 10 時 39 分 再開

---

●議長 厚谷 司君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

●総務課長 寺江和俊君 ただいまの熊谷議員のご質問にお答えをいたします。

番号法によります特定個人情報の保護評価の実施についてのご質問でございます。

ご承知のとおり、特定個人情報保護委員会、国の第三者機関の承認を得て公表するという事になっ

てございます。夕張市の規模の場合、基礎項目評価のみ実施しているものでございます。

1 点目、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の従事者数、特定個人情報ファイルの対象者数、過去 1 年以内に特定個人情報の漏えいなど重大事故が発生したか。最後に、特定個人情報ファイルの取扱事務の概要、こういったものを特定個人情報保護評価の実施対象というふうにしているものでございます。

以上です。

●議長 厚谷 司君 熊谷議員。

●熊谷桂子君 自己チェックということで承りました。

2 点目に、年金機構から個人情報が流出するという事件が起きましたが、夕張市の対策は十分なのでしょうか。

●議長 厚谷 司君 総務課長。

●総務課長 寺江和俊君 マイナンバー制度の導入に伴うセキュリティーに関するご質問だというふうに思います。担当の私のほうから答弁をさせていただきますと思います。

ご指摘のとおり、総務省、厚生労働省を初めとし、国の機関では、さきの日本年金機構の個人情報漏えい事案を受けまして、今回のマイナンバー制度の導入に向けての準備として、既存住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報の標的型攻撃対策の徹底について発出しているところでございます。

しかし、現在、こうした標的型サイバー攻撃を未然に防ぎ、システムの防衛措置を図るツールは開発されていないというのが現状でございます。いわば未然に防ぎようがないという状況でございます。

こうした背景を踏まえまして、国が示す対策といたしましては、まず、既存住基システムがインターネットを介して不特定の外部との通信を行うことができない状態にすること、あるいは、この既存住基システムに接続されている端末についても同様に、インターネットを介して不特定の外部との通信を行うことができない状態にすることということで、システムの完全シャットアウト、遮断を指示している

ものでございます。

なお、通信の遮断に関する経費は、夕張市の場合、約 100 万円程度を見込んでおまして、今後、この財源の確保については、現在、来年 3 月の特別交付税により措置する方向で総務省内で検討がされているという情報も道のほうから得ております。

以上です。

●議長 厚谷 司君 熊谷議員。

●熊谷桂子君 3 点目に、最後ですが、年金機構の情報流出は、政府の監視システムによって明らかになりました。夕張市には情報が流出したかどうかを監視するシステムがあるのかどうか、その辺の答弁をお願いします。

●議長 厚谷 司君 総務課長。

●総務課長 寺江和俊君 夕張市個人情報保護条例第 11 条第 4 項において、個人情報の安全性を犯す不正行為の脅威度及び緊急度に応じた対応計画を別に定めるものとするというふうになっているところでございます。

市といたしましては、これに基づき、障害発生、不正行為発生を想定した緊急時の対応に関するフロー図を作成しまして、的確な対応が図られるように整理しているものでございます。

なお、万が一情報の漏えいがあった場合、事態の拡大あるいは長時間にわたる異常事態にあっても、市が設置するセキュリティー会議と外部情報処理機関との間において、市から状況の報告、また、外部機関からの適切な技術的な助言、情報提供が即座に得られるように整備を行っているところであります。

ご指摘のとおり、特定個人情報、こういった情報の漏えいについては、まず、そもそも公務員として守秘義務がしっかりと課せられているということでありまして、個人情報の漏えい等は許されるべきものではないという立場で取り組んでいるものでございます。

以上です。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

●議長 厚谷 司君 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 マイナンバー制度の実施に関連する議案第 2 号について、反対の立場で討論を行います。

ことし 10 月から、住民票を持つ赤ちゃんからお年寄りまでの全ての人に、12 桁の個人番号を知らせる通知カードが市町村から郵送され、来年 1 月から国民には、税の源泉徴収票や健康保険の被扶養者届などにマイナンバーを記載することが義務づけられました。

1 点目に、通知カードに記載された番号を紛失したり盗まれたりして番号が流出して悪用されれば、プライバシーの侵害や成り済みの被害に遭うリスクが高まります。国民は、みずからの番号を管理するという自己責任が問われます。

さらに、総務省のサンプル調査によると、住民票の住所と異なるところに住んでいるなどにより、通知カードが届かないおそれのある世帯は 275 万世帯に上ると指摘されています。多数の国民がスタートから排除される制度は問題です。

第 2 は、情報漏えいを防ぐ有効な対策もなく、より深刻なプライバシー侵害や犯罪を招くおそれを増大させる制度です。国民の大切な年金を管理する日本年金機構がサイバー攻撃を受け、125 万件もの個人情報流出し、大問題になったのは、たった 3 カ月前のことです。年金情報の大量流出の問題の反省のないままの実施に批判が集中しています。

今国会では、運用前からマイナンバー利用拡大のための法改定案が審議され、強行されました。銀行口座、ゆうちょ口座のマイナンバー管理、特定健診結果、予防接種履歴の情報連携、特定優良賃貸住宅入居の方法及び管理、高校授業料補助など、自治体独自制度にマイナンバーを利用する際その他機関との情報提供ができるというもので、個人の情報をどの

ように活用するののかという情報開示もなく、個人の同意も必要ないまま活用が可能となります。

個人の秘密性の高い情報の流出を防ぐ有効な対策を立てず、国会と法案を成立させたことに対しても大きな批判が寄せられています。

個人情報の漏えいは、国民に番号をつけて管理するやり方を先行して実施した国々で大きな社会問題になっています。イギリスは、国民 I D カード法を人権侵害への危険があることや巨費が浪費されるおそれがあるとして廃止しました。アメリカでは、社会保障番号の流出、不正使用による被害が年間 20 万件を超えると報告され、見直しされることになっています。韓国では、1 億人を超えて漏えいし、情報が売買され、大問題になっています。スウェーデンでは成り済ましが行き、犯罪の温床になり、見直しになりました。ドイツでも行政機関の番号使用を規制するなど、極めて限定的な運用になっています。

日本の民間、大企業においても、ベネッセでの 2,070 万人もの流出は記憶に新しい事件です。まさに I T 先進国と言われる国の政府機関や大企業でも情報漏えいを防げていません。

また、今回、地方公共団体が設置する中間サーバについては、経費節減やセキュリティー対策、運用の安定性の確保の観点から、全国 2 カ所に共同化、集約化が図られました。ここがサイバー攻撃を受けたときに、大量の情報が一網打尽で漏れるのではないかという懸念も指摘されています。

さらに、マイナンバーを含む個人情報は、今後は役所だけでなく民間の事業所にも広がるため、個人情報が流出するリスクは格段に増すことになります。

また、今後はさまざまな手続の際に個人番号の記入を求められることになり、通知カードや I C カードの保管、携帯が必要になります。カードの盗難、紛失があったとしても、頻繁に使うものではないので、紛失したことに気づかないことも考えられます。

先ほど質疑の答弁にもありましたように、現時点では 100% 情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能です。意図的に情報を盗み、売る人間がい

ること、一度漏れた情報は流通・売買され、取り返しがつかないこと、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなるという、このリスクは、どうやっても回避することはできません。現状では共通番号と個人情報がセットで大量流出し、プライバシーの侵害、犯罪への利用、成り済まし被害などが横行して社会問題となるおそれは拭い切れず、到底賛成することはできません。

以上、議案第 2 号夕張市個人情報保護条例の一部改正についての反対討論といたします。

●議長 厚谷 司君 ほかにご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 2、議案第 3 号夕張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 3 号夕張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、地

方公共団体が条例等に基づき行う事務について個人番号が利用できることから、本市において個人番号を利用して行う事務の内容について定めるため、本案のとおり条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 議案第 2 号と同様の理由で反対いたします。

●議長 厚谷 司君 ほかにご意見ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 3、議案第 4 号夕張市職員の再任用に関する条例及び退職手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 4 号夕張市職員の再任用に関する条例及び退職手当支給条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化を図るため、厚生年金保険法の一部改正を改正する法律の施行に伴

い、本条例の既定法律に改正があることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 4、議案第 5 号夕張市税条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 5 号夕張市税条例の一部改正について、その内容をご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、夕張市税条例の一部について所要の改正を行うとするものであります。

改正の内容は、個人住民税及び法人住民税に係る平成 27 年度税制改正に伴う所要の改正、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日において、各税目における申請等に係る個人番号等の利用についての規程を整備する改正並びに現行の夕張市税条例における条例文言について、条例の規則性に合わない表記の整理等を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を集結いたします。

これより、討論に入ります。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 議案第 2 号と同様の理由で反対いたします。

●議長 厚谷 司君 ほかにご意見ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 5、議案第 6 号手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 6 号手数料条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カードの再発行手数料を 500 円に、個人番号カードの再発行手数料を 800 円に定めるとともに、住民基本台帳カードの発行を本年 12 月末までとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 議案第 2 号と同様の理由で反対いたします。

●議長 厚谷 司君 ほかにご意見ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 6、議案第 7 号夕張市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 7 号夕張市営住宅条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本年 3 月から建設を進めていた改良住宅清水沢宮前泉団地について、10 月 1 日から使用収益の開始を行うに当たって、管理戸数を追加するとともに住宅使用料を定める必要があることから、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 7、議案第 8 号市道路線の認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 8 号市道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市営住宅再編事業に伴い、市所有の公衆用道路を改良整備し、改良後、市道として管理するために本路線を市道認定することについて、道路法第 8 条第 1 項の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 8、議案第 11 号夕張市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 11 号夕張市教育委員会委員の任命について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現委員であります佐々木敦さんが本年 10 月 4 日をもって任期満了となりますことから、本案

のとおり同氏を再任することについて同意を得ようとするものであります。

なお、佐々木氏は再任でありますことから、略歴については省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 9、議案第 12 号市職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 12 号市職員懲戒審査委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現委員であります寺江和俊氏及び及川憲仁氏が本年 9 月 28 日をもって任期満了となりますので、寺江氏、及川氏をそれぞれ再任することについて同意を得ようとするものであります。

なお、寺江氏、及川氏の両名は再任でありますことから、略歴については省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件は、これに同意することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 10、議案第 13 号夕張市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 13 号夕張市固定資産評価員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現固定資産評価員であります三浦護氏が本年 9 月 30 日をもって辞任いたしますので、その後任として、本年 10 月 1 日より財務課税務担当課長の池下充氏を選任することについて同意を得ようとするものであります。

池下氏の略歴を申し上げます。

池下氏は、昭和 36 年 4 月 14 日生まれ、54 歳であります。昭和 55 年 4 月、夕張市職員として採用され、保健福祉課長兼福祉事務所長、議会事務局長兼監査事務局長を歴任され、本年 8 月、財務課税務担当課長に就任し、現在に至っております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

●議長 厚谷 司君 日程第 11、議案第 14 号平成 27 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 15 号平成 27 年度夕張市介護保険事業会計補正予算、議案第 16 号平成 27 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算、以上 3 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 14 号ないし議案第 16 号の 3 議案について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第 14 号平成 27 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 15 号平成 27 年度夕張市介護保険事業会計補正予算及び議案第 16 号平成 27 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算につきまして、9 月 15 日に総務大臣の同意が得られました夕張市財政再生変更計画に基づく補正を行おうとするものであります。

まず、議案第 14 号平成 27 年度一般会計補正予算につきましては、1 ページ、第 1 条、歳入歳出予算の補正額 1 億 3,004 万 9,000 円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

16 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費につきましては、幸福の黄色いハンカチ基金への積み立て、特定団体への助成に係る経費、ふるさと納税にかかわる経費、夕張市の再生方策に関する検討委員会の設置、開催に伴う所要の経費及びマイナンバー制度導入に係るシステム改修経費を計上するものであります。

17 ページ、2 項地域振興費につきましては、地域活性化地域住民生活等緊急支援事業実施のための経費を計上するものであります。

18 ページ、4 項戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバー制度導入に伴う個人番号カード作成に係る負担金を計上するものであります。

19 ページ、6 項統計調査費につきましては、北海道からの統計委託業務に係る経費を追加計上するものであります。

20 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費につつま

しては、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計で実施するマイナンバー制度導入に係るシステム改修経費などの同会計への繰り出し及び民法テレビ清水沢中継局設置費負担金を計上するものであります。

21 ページ、2 項児童福祉費につきましては、マイナンバー制度導入にかかわるシステム改修経費を計上するものであります。

22 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費につきましては、共同浴場に係る設備修繕経費を増額計上するものであります。また、国庫支出金の特定財源が見込まれるため、道支出金及び一般財源との財源振りかえを行うものであります。

23 ページ、4 款農林業費、1 項農業費につきましては、農業排水河川水位管理委託にかかわる経費を追加計上するものであります。

24 ページ、9 款教育費、1 項教育総務費につきましては、通学路交通安全プログラムを策定するための経費を計上するものであります。

25 ページ、3 項中学校費につきましては、浄化槽に係る水中ポンプ及びモーターなどの取りかえ、修繕のための経費を計上するものであります。

26 ページ、4 項社会教育費につきましては、炭鉱生活館の解体に係る経費を計上するものであります。

27 ページ、11 款諸支出金、1 項過年度過誤納還付金につきましては、事業費の確定に伴う国・道支出金の精算還付金を計上するものであります。

7 ページに戻ります。

歳入につきましては、歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係する科目に計上し、一般財源については臨時財政対策債及び財政調整基金により措置するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 104 億 2,856 万 7,000 円となるものであります。

また、第 2 条、地方債の補正につきましては、4 ページ、第 2 表、地方債補正のとおり追加しようとするものであります。

以上で夕張市一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 15 号平成 27 年度夕張市介護保険事業会計補正予算につきましては、マイナンバー制度導入に係るシステム改修経費、介護保険の一部改正に伴う保険者の負担軽減に係る経費及び前年度介護給付費等の精算に伴う国庫支出金等の還付金を計上するものであります。

また、一般会計からの繰入金により保険料との財源振りかえを行うものであります。

これにより、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の補正額は 2,456 万 6,000 円となり、その結果、歳入歳出予算の総額は、16 億 7,387 万 1,000 円となるものであります。

以上で介護保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 16 号平成 27 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算につきましては、マイナンバー制度導入に係るシステム改修経費を計上するものであります。

これにより、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の補正額は 196 万円となり、その結果、歳入歳出予算の総額は 2 億 5,034 万円となるものであります。

以上で夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算の説明を終わります。

以上、議案第 14 号ないし議案第 16 号の 3 議案について、一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 3 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 3 議案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 12、請願第 1 号安全保障関連法案に関する意見書採択についての請願を議題といたします。

本請願は、議会運営委員会において審査した結果の報告でありまして、採択すべきものと決定しております。

これより、口頭報告を省略して、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本請願は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 13、選挙第 1 号夕張市選挙管理委員会委員並びに同補充員の選挙を行います。

この選挙は、現委員並びに同補充員が来る 11 月 9 日をもって任期満了となりますので、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により選挙を行おうとするものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名いたし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、直ちに指名いたします。

夕張市選挙管理委員会委員には、新山純一さん、佐藤憲道さん、菅原光子さん、澤本正美さん。また、同補充員には、補充の順位によって、柳沼伸幸さん、黒澤良道さん、外尾堅也さん、秋元まり子さんをそれぞれ指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方々が夕張市選挙管理委員会委員並びに同補充員に当選されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 14、認定第 1 号平成 26 年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号平成 26 年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号平成 26 年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号平成 26 年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号平成 26 年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号平成 26 年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 7 号平成 26 年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 8 号平成 26 年度夕張市水道事業会計決算の認定について、以上 8 案件一括議題といたします。

本 8 案件は、いずれも決算審査特別委員会に審査を付託していたものでありますので、直ちに委員長の報告を求めます。

大山委員長。

●大山修二君（登壇） ただいまから、平成 27

年第 3 回定例市議会において本委員会に審査を付託されました、認定第 1 号ないし第 8 号の平成 26 年度各会計決算の認定についての 8 案件を審査した経過並びに結果についてご報告申し上げます。

なお、各位ご承知のとおり、本特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く議員全員をもって構成されており、審査の内容につきましても、この会議の全文が会議録に登載されますので、細部にわたる口頭報告は省略したいと存じますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

審査は、冒頭、理事者から概括的な説明を聴取した後、大綱的な質疑を行い、次いで決算書の一般会計から款ごとに、順を追いつながり精査を行ったところでございます。

その結果、認定第 1 号ないし第 8 号の 8 案件につきましては、全会一致をもって、いずれもこれを認定すべきものと決定した次第であります。

以上、本委員会の審査の経過並びに結果について申し上げますが、何とぞこの決定にご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

決算審査特別委員会に審査を付託しておりました認定第 1 号ないし第 8 号に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定すべきものとするものです。

本 8 案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 8 案件については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

●議長 厚谷 司君 日程第 15、報告第 2 号専決処分についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 報告第 2 号専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成 27 年 6 月 26 日、南部夕南町の市営住宅敷地内に敷設されているグレーチングの上を相手方車両が走行した際にグレーチングがはね上がり、当該車両に損害を与えたことに対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 日程第 16、報告第 3 号ないし第 6 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 4 案件一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 日程第 17、報告第 7 号夕張市財政再生計画の平成 26 年度実施状況の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 報告第 7 号夕張市財政再生計画の平成 26 年度実施状況の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年度決算をもとに、総務省令に定める様式により作成した財政再生計画の実施状況について報告するものであります。

その主な内容についてであります。初めに、第 1、計画と具体的な措置の状況につきましては、1、

事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減に関する状況といたしまして、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、投資的経費、公債費、他会計繰出金のいずれの取り組みにおいても、計画に沿って着実に実施した内容を記載しております。

また、附表に記載のとおり、財政再建計画策定前の平成 17 年度決算等を基準として算出した各措置による平成 26 年度の削減実績額は、約 174 億円となったところであります。

次に、2 ページの 2、地方税その他の収入の増徴に関する状況、3 ページの 3、地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収に関する状況、4、使用料等の変更、財産の処分その他の歳入の増加に関する状況、5、超過課税又は法定外普通税による地方税の増収に関する状況につきましては、歳入の確保に関する取り組みについて、各区分ごとにその内容を記載し、それぞれの効果額につきましては附表に記載のとおりであります。

続きまして、第 2、実質赤字解消の状況につきましては、平成 22 年 3 月の再生振替特例債の借り入れにより平成 21 年度決算から実質赤字が解消されており、平成 26 年度においても赤字は発生しておりません。

第 3、財政再生年次総合計画は、性質別の歳入歳出費目ごとに計画額と決算額を整理したものであります。

また、第 4、連結実質赤字解消の状況等及び第 6、健全化判断比率の状況は、さきにご報告いたしました平成 26 年度健全化判断比率及び資金不足比率の算出数値等に基づき、計画値と実績値を整理したものであります。

第 5、再生振替特例債の償還の状況は、平成 22 年 3 月の借り入れによる元金及び利子償還の計画値と実績値を整理したものであります。

最後に、第 7、その他財政の再生に必要な事項の措置の状況といたしましては、財政再生計画に定めた、その他財政の再生に必要な事項の取り組み内容を

を記載しております。

以上が報告書の内容であります。本実施状況報告書については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき議会に報告するほか、ホームページや広報などで住民へ公表するとともに、総務大臣に報告するものであります。

以上、財政再生計画の平成 26 年度実施状況について報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 18、意見書案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、千葉議員外 7 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 19、意見書案第 2 号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、高間議員外 7 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 20、意見書案第 3 号

2016 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を議題といたします。

本意見書案は、千葉議員外 5 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 21、意見書案第 4 号安全保障関連法案の国民への十分な説明と徹底審議を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、熊谷議員外 6 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 木村卓也君 ご起立願います。

●議長 厚谷 司君 これをもって、第 3 回定例夕張市議会を閉会いたします。

---

午前 11 時 34 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 厚 谷 司

夕張市議会 議 員 君 島 孝 夫

夕張市議会 議 員 千 葉 勝